



HEIJ

大学教育イノベーション日本
Higher Education Innovation in Japan

2017.5.15改訂

参加のお願い

グローバル化の進展する世界において、我が国では、低成長経済に加えて人口減少社会が現実となる中、経済・社会におけるイノベーション創出の基盤を担うべき大学に対する期待は誠に大きなものがあります。このため、大学の研究のみならず、教育についても、イノベーションが求められています。すなわち、学生を自由で民主的な市民社会の能動的参加者へと成長させ、持続可能な経済成長に貢献する人材へと育成するには、大学教育そのもののイノベーションが不可欠です。これは文系・理系を問いません。しかし、残念ながら、日本の大学教育がこのような期待に十分応えているとは認識されていないのが現状です。

大学教育イノベーション日本（Higher Education Innovation in Japan: HEIJ）は、国公私立の設置形態の区別なく大学教育改革に取り組む組織が集まったものです。今後、加盟組織間の情報交換、知見の共有、相互連携・交流、及び社会への発信を通じて、教職員の能力開発、カリキュラムや教育方法の開発、教育マネジメント・組織開発等を促進し、加盟組織をはじめ全国各地の大学教育におけるグッド・プラクティスの普及等を図ってまいります。

大学教育の改善への志を同じくする全国各地の数多くの組織にご加盟いただけるよう、心よりお待ちしております。

貴組織におかれましても、ぜひご参加くださいますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

大学教育イノベーション日本 代表
東北大学高度教養教育・学生支援機構
教授 羽田 貴史

*本団体は、各大学において、教職員の能力開発、カリキュラムや教育方法の開発、又は教育マネジメント・組織開発等に取り組んでいる学内組織、大学間連携によりこうした取組を推進している組織（コンソーシアム、ネットワーク等）、教育関係共同利用拠点の業務を担う組織の集まりです。加盟の資格・手続を含む本団体の詳細、現在の加盟組織については、同パンフレットを御覧ください。

設立時は、FD・SD（大学教職員の組織的な研修）実施機関のうち教育関係共同利用拠点として文部科学省に認定された全12機関と教育改善等に取り組む大学間連携組織のうちの1組織でスタートしましたが、本団体が目指すのは、幅広いメンバーシップによるオープンな運営、可能な限り多くの大学の教育改善への貢献です。本団体へのご加盟について、積極的なご検討をお願い申し上げます。

加盟に関する手続き・お問合せ
大学教育イノベーション日本 事務局
東北大学高度教養教育・学生支援機構 大学教育支援センター
Tel：022-795-4471
E-mail：cpd_office@ihe.tohoku.ac.jp
URL：heij.ihe.tohoku.ac.jp

加盟組織一覧

2017.1.9 時点



「教職員の組織的な研修等の共同利用拠点」

北海道大学 高等教育推進機構高等教育研修センター

〒001-0017 北海道札幌市北区北17条西8丁目
TEL：011-706-7472 E-mail：ctlhokudai@high.hokudai.ac.jp

北海道大学高等教育研修センターは、Faculty Development部門・Staff Development部門・Learning Support部門の三部門からなる組織として、平成27年4月北海道大学高等教育推進機構に設置された組織である。学内のFDやSDを統括して企画・実施するのみならず、主に北海道地区の高等教育機関の教育改善や組織力向上のため、拠点校としてさまざまなプログラムを開発し提供しています。

また、北海道にある高等教育機関の多くが加盟している北海道地区FD・SD推進協議会と連携を取り、研修ニーズの調査や効果検証等を行えるような組織体制を整えています。

これまでのところ、北海道大学でさまざまな研修を開催し道内外の大学から教職員が集うことにより、効率的で効果的な研修を行ってきました。今後は他の形態によるFD・SDプログラムも開発・提供していく予定です。

「教職員の組織的な研修等の共同利用拠点」

東北大学 高度教養教育・学生支援機構

〒980-8576 宮城県仙台市青葉区川内41
TEL：022-795-4471 E-mail：cpd_office@ihe.tohoku.ac.jp

東北大学高度教養教育・学生支援機構は、平成22年3月に文部科学省より教育関係共同利用拠点として認定を受け、第1期（平成22～26年度）は、「国際連携を活用した大学教育力開発の支援拠点」として、国際連携を活用した海外の最先端プログラムの導入を基本に、①教員の能力の構造化とキャリア・ステージに対応したプログラムの開発・提供、②教職協働を進める職員開発、③教育改革を進める中核人材の育成、の3つのコンセプトに基づいて様々な取り組みを行いました。第2期（平成27～32年度）は、「知識基盤社会を担う専門教育指導力育成拠点—大学教員のキャリア成長を支える日本版SoTLの開発—」として、新たに専門指導力育成プログラムの開発・実施も行っています。

「障害者高等教育拠点」

筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター

〒305-8520 茨城県つくば市天久保4-3-15

TEL：029-858-9483 E-mail：krk-net@ad.tsukuba-tech.ac.jp

筑波技術大学は国内唯一の聴覚・視覚障害学生のための高等教育機関であり、障害者高等教育研究支援センターは、教育プログラムや教材の開発、情報保障システムおよび教育支援システムの開発を行ってきました。平成22年度に障害者高等教育拠点の認定を受け、昨年度より第2期事業「教育アクセシビリティの向上を目指すリソース・シェアリング～合理的配慮がなされた環境における高等教育修学の保証～」を展開しています。これまで本学で蓄積してきた指導・支援ノウハウの提供により、聴覚・視覚障害学生への支援体制および修学環境の整備が促進されることで、全国的な合理的配慮の水準が向上し、高等教育におけるユニバーサルデザイン化に寄与することを目指しています。

「看護学教育研究共同利用拠点」

千葉大学

大学院看護学研究科附属 看護実践研究指導センター

〒260-8672 千葉県千葉市中央区亥鼻1-8-1

TEL：043-226-2767 E-mail：yoshimt@faculty.chiba-u.jp

千葉大学大学院看護学研究科附属看護実践研究指導センターは昭和57年に全国共同利用施設として設置されました。平成22年度に「看護学教育研究共同利用拠点」として認定され、平成27年度から第2期の活動を開始しました。

全国の看護系大学が系統的・効率的にFD活動を推進できるように「看護学教育におけるFDマザーマップの開発と大学間共同活用の促進」（平成23～27年度）に取り組み、平成27～29年度、文科省の医療人養成受託事業として「学士課程における看護実践能力と卒業時到達目標の達成状況の検証・評価方法の開発」を行っています。

また毎年、看護学教育ワークショップを開催し、看護学教育の情報集約と発信、大学間のネットワークを推進しています。

「教育・学修支援専門職を養成する実践的SDプログラムの開発・運営拠点」

千葉大学 アカデミック・リンク・センター

〒263-8522 千葉県千葉市稲毛区弥生町1-33

TEL：043-290-2891 E-mail：alps-info@chiba-u.jp

千葉大学アカデミック・リンク・センターは、平成27年7月、文部科学大臣により「教育関係共同利用拠点（教職員の組織的な研修等の共同利用拠点《教育・学修支援専門職養成》）」として認定（平成27年7月～平成29年3月末までの2年間。平成28年7月に再認定を得て、平成34年3月末まで5年間延長）を受け、“アカデミック・リンク教育・学修支援専門職養成プログラム（ALPSプログラム）”を開始しました。本プログラムでは、これからの大学に必要とされる教育・学修支援専門職の確立と養成を行うことを目的に、ALPSセミナーの開催とともに、その専門性を示す能力項目・能力ルーブリックを提示し、履修証明プログラムの開発と運営に取り組んでいます。

「理工学教育共同利用拠点」

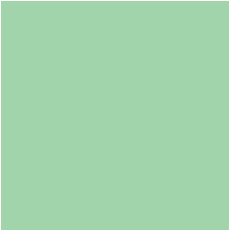
芝浦工業大学 教育イノベーション推進センター

〒337-0003 埼玉県さいたま市見沼区深作307

TEL：048-687-5049 E-mail：edudvp@ow.shibaura-it.ac.jp

芝浦工業大学は、スーパーグローバル大学創成支援事業で理工学教育のグローバル化と実質化を進める中で、東南アジアの工科系大学とコンソーシアムを組み、教育研究交流を進めています。また、国際エンジニアリング連合(IEA)の卒業生としての知識・能力(GA)に沿った学習教育目標を設定し、教育の質保証を継続的に進めています。

本センターでは、副学長がセンター5部門を統括し、本学の教育改革におけるPDCAサイクルを回してきました。この取り組みの中で実施してきた学内教職員向けのFDプログラムを提供するだけでなく、理工学教育モデルの構築とその基本的な枠組みおよび教育手法を国内に浸透させる拠点の形成を目指しています。



「FD推進共同利用拠点

～グローバルなFD研修プログラムとポートフォリオを活用した成果評価手法の開発～」

帝京大学 高等教育開発センター

〒192-0395 東京都八王子市大塚 359 番地

TEL：042-678-3976 E-mail：ctl@main.teikyo-u.ac.jp

帝京大学高等教育開発センターは、高等教育における教授法、教育課程、教育評価等の教授システムに関して調査・研究すること、FD活動を推進することを目的とし、とくに教育の質を向上させる活動の特徴として、学生の視点に立った授業改善、教員の授業改善のためのポートフォリオの導入・活用、初任者研修などに力を入れています。そのため、高等教育開発の専門家を配置し、国内はもとより、海外の大学やFD団体とも積極的に連携を図っています。平成28年度には、教育方法研究支援室（アクティブラーニングの推進）およびIR推進室もセンター内に開設され、組織的・統合的な教学改革の中核として、より幅広い調査・研究、サービス活動を展開して参ります。



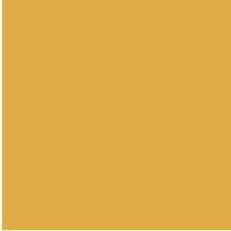
「医学教育共同利用拠点」

岐阜大学 医学教育開発研究センター

〒501-1194 岐阜市柳戸 1 番 1

TEL：058-230-6470 E-mail：medc@gifu-u.ac.jp

岐阜大学医学教育開発研究センターは平成13年に全国共同利用施設として設立され、医療系教員のnational teacher training centerとして、年4回開催の「医学教育セミナーとワークショップ」、年1回開催の「国公立大学医学部・歯学部教務事務職員研修」などのFDワークショップを中心に活動をしております。平成22年からは文部科学省から医学教育共同利用拠点に認定され、平成27年度には拠点として2期目の認定を受けています。スタッフは教員8名、事務職員4名の陣容で、現在2期目の新規事業としてさらに医療者教育についての学びを深めるための「MEDCフェロー／アソシエイト」制度の確立に向けて奮闘中です。



公益財団法人 大学コンソーシアム京都

〒600-8216 京都市下京区西洞院通塩小路下ルキャンパスプラザ京都内
TEL：075-353-9163 E-mail：sd@consortium.or.jp

公益財団法人 大学コンソーシアム京都は、京都地域を中心に、多様な連携に基づく教育、学生支援、研修、調査・研究、情報収集、情報発信、交流促進等を行い、日本の高等教育の発展に寄与することを目的としています。そのため、大学間連携と相互協力を図り、加盟する大学・短期大学の教育・学術研究水準の向上を目指すとともに、学生の成長を促進するための学生支援、大学の国際化を推進するための国際連携・国際交流等の充実に努めています。併せて、地域社会、行政及び産業界との連携を促進し、地域の発展と活性化に努め、京都地域を中心とした高等教育の発展と国際社会をリードする人材の育成を目指しています。現在は、大学・行政・地域との連携のもと、教育事業、インターンシップ事業、FD・SD・高大連携事業、学生交流事業、国際事業、調査・広報事業等の様々な事業に取り組んでいます。



「教職員の組織的な研修等の共同利用拠点（知的財産教育）」

山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター

〒755-8611 山口県宇部市常盤台2丁目16番1号
TEL：0836-85-9942 E-mail：ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp

山口大学知的財産センターは実務部門と教育部門を擁し、学内の教育担当部局と共同で知的財産教育のカリキュラム開発、教材開発、授業効果の測定を進めています。これまでの知的財産教育は専門家育成が先行する傾向にありましたが、現在では幅広い事業分野で知財人材が求められており、文系・理系を問わず知財を駆使した事業戦略あるいはコンテンツビジネスに関わる可能性が高くなっています。そこで、本センターは学部初年次の全学必修知財科目から博士後期課程科目までの体系的な知的財産教育を手がけるとともに、知的財産教育共同利用拠点として他の教育機関等に対する活動知財教育支援（FD・SD・コンサル）活動に取り組んでいます。

「教職員能力開発拠点」

愛媛大学 教育・学生支援機構教育企画室

〒790-8577 愛媛県松山市文京町3番 愛媛大学 愛大ミューズ3階
TEL：089-927-8922 E-mail：opar@stu.ehime-u.ac.jp

愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室は、本学の教育に関する諸問題について調査・研究を行うとともに、その成果を実際の教育活動に適用し、教育改革を推進することを目的として設置され、多様なFD・SDプログラムやサービスを提供しています。また、四国の32高等教育機関が加盟している四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）の代表校を務めるとともに、文部科学大臣から教育関係共同利用拠点として認定を受け、全国の高等教育機関におけるFD・SD・IRを推進する専門家・実践的指導者の養成・支援に力を注いでいます（認定期間：平成22年度～平成31年度）。

「教職員の組織的な研修等の共同利用拠点」

九州大学 基幹教育院次世代型大学教育開発センター

〒819-0395 福岡市西区元岡744 九州大学基幹教育院
TEL：092-802-6070 E-mail：kyoten@artsci.kyushu-u.ac.jp

九州大学では、「学び方、考え方を学ぶ」姿勢の涵養こそが学問追究の基本であるという観点に立ち、自ら問いを立て主体的な学びのできるアクティブ・ラーナーを育成し、そのために大学入学時から高年次・大学院に至る多様な学びの基礎的な力及び幹となる〈知〉を育む教育を行う新たな教育組織として「基幹教育院」を平成23年10月に設置しました。そのミッションの一つである「基幹教育院は、基幹教育の実践において核となる。アクティブ・ラーニングを推進する高等教育カリキュラムや教育実践技法を開発・改善し、新たな実践型教育研究を行い、日本の高等教育をリードしていく。」に、次世代型大学教育開発センターは貢献するものです。①(文理融合型科目開発を目指す) リベラルサイエンス開発モジュール、②大学教員能力開発モジュール、③専門職員養成プログラム開発モジュールの3部門から構成されています。

「教職員の組織的な研修等の共同利用拠点 (ICT 活用教育)」

**佐賀大学
全学教育機構クリエイティブ・ラーニングセンター**

〒840-8502 佐賀市本庄町1丁目

TEL : 0952-20-4731 E-mail : clcoffice@mail.admin.saga-u.ac.jp

本拠点では、クリエイティブ・ラーニングセンター（仮称）を設置して、本学に蓄積された ICT 活用教育実践スキルを中心に連携大学の先進的な実践スキル等も集結し、全国の大学の ICT 活用教育環境の維持を容易にするために、各種の講習会・研修会を開催するとともに必要な教材や評価システムを開発します。これにより全国の大学の教職員の ICT 活用教育能力を高め、我が国の教育の質向上に向けた教育改革を促進します。

また、初年次教育、キャリア教育等の共有教材の発掘・共同開発研究を推進しながら、さらに映像編集スキルや先進的 ICT の活用スキル（3DCG、AR、VR など）を適用した質の高い教材開発及び開発人材育成も遂行します。

規 約

(名称)

第1条 この規約により設立する団体は、大学教育イノベーション日本（以下「本団体」という。）と称する。

(目的)

第2条 本団体は、加盟組織間の相互連携・交流及び社会への発信を通じて、大学の教職員の能力開発、カリキュラムや教育方法の開発、教育マネジメント・組織開発等（以下、「大学教育開発」という。）を促進し、日本の大学教育のイノベーションに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本団体は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 大学教育開発に関する協議及び提言
- (2) 大学教育開発に関する情報の交換及び共有
- (3) 大学教育の発展のための調査研究及び研究成果の発信
- (4) 大学教育におけるグッド・プラクティス及びイノベーションの普及
- (5) 加盟組織及びその構成員の能力開発
- (6) 国公立大学及び関係機関・団体との連携
- (7) その他前条の目的の達成に資する活動

(加盟組織)

第4条 本団体は、教育関係共同利用拠点の業務を担う組織及び大学間連携により大学教育開発を進める組織（コンソーシアム、ネットワーク等）並びに各大学の大学教育開発を担う学内組織であって、第2条の目的に賛同したものを加盟組織とする。

2 本団体へ加盟しようとする組織は、第7条に規定する事務局に申込みを行い、次条に規定する総会の承認を受けなければならない。

3 加盟組織は、第7条に規定する事務局に届け出ることにより、本団体を脱退することができる。

4 本団体に、加盟組織以外の者をオブザーバーとして参加させることができる。

(総会)

第5条 本団体に、総会を置く。

2 総会は、本団体の加盟組織をもって構成する。

3 総会は、原則として毎年1回開催する。

4 総会に、加盟組織以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

5 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定又は承認する。

- (1) 本団体の活動方針及び活動報告に関すること
- (2) 次条に規定する役員の選出に関すること
- (3) この規約の改正に関すること
- (4) 本団体への加盟の承認に関すること
- (5) その他本団体に関する重要な事項

(役員)

第6条 本団体に、役員として代表及び幹事若干名を置く。

2 役員は、加盟組織の構成員のうちから、総会において選出する。

3 役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

4 役員は、本団体の業務を処理する。

(事務局)

第7条 本団体に、事務局を置く。

2 事務局は、本団体の事務を処理する。

附 則

1 この規約は、平成28年9月28日から施行する。

2 本団体の設立当初の加盟組織は、別表の組織とする。

3 この規約の施行後、最初に選出される役員の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、総会において別に定める。



大学教育イノベーション日本 事務局
東北大学高度教養教育・学生支援機構 大学教育支援センター
Tel : 022-795-4471
E-mail : cpd_office@ihe.tohoku.ac.jp
URL : heij.ihe.tohoku.ac.jp